

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年1月21日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
理事（水産大学校代表）荒井 修亮

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 迷惑メール・スパムメール除去システム一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 納入期間 令和4年3月31日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「電子計算機類」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」のいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

山口県下関市永田本町二丁目7番1号
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校
校務部会計課用度係
電話 083-227-3825
FAX 083-264-2080

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「迷惑メール・スパムメール除去システム 入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「迷惑メール・スパムメール除去システム 入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和4年2月1日までに上記3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答

は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札書及び応札仕様書の受領期限

令和4年2月9日 12時00分（ただし、郵便による入札の場合は、書留郵便によることとし、必着のこと。）

詳細は入札説明書による。開札は、応札仕様書により納入物品が仕様を満たすことを証明した場合下記6.にて行う。

6. 開札の日時及び場所等

令和4年2月10日 11時00分
山口県下関市永田本町二丁目7番1号
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産大学校 本館1階第一会議室A

7. その他

(1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

8. 契約に係る情報の公表

(1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

(2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL:http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購入仕様書

I. 仕様書概要説明

1. 調達物品名および構成内容

迷惑メール・スパムメール除去システム一式

以上、機器の搬入、据付、配線、調整を含む。

2. 技術的要件の概要

- (1) 本調達物品に係る性能、機能および技術等（以下「性能等」という）の要求要件（以下「技術的要件」という）は、Ⅱの「調達物品が備えるべき技術的要件」に示すとおりである。
- (2) 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、本校が必要とする最低限の技術的要件を示しており、入札物品の性能等がこれらを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札物品の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本校技術審査職員において、入札物品に係る応札仕様書、その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

3. その他

(1) 技術仕様等に関する留意事項

- ①提案する物品は入札時点で製品化されていること。ただし、入札時点で製品化されていない物品（ソフトウェアも含む）により応札する場合には、技術的要件を満たすことの証明、および納入期限までに製品化され納入できることを保証する資料を提出すること。

(2) 提案に関する留意事項

- ①提案に際しては、提案物品が本仕様書の技術的要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを、技術的要件ごとに具体的かつ分かりやすく資料等を添付して説明すること。従って、本仕様書の技術的要件に対しては、単に「はい、できます。」「はい、提案します。」といった回答の提案書の場合で、審査するにあたり提案の根拠が不明確または説明が不十分で技術審査に重大な支障があると技術審査職員が判断した場合は、技術的要件を満たしていないものとして不合格とする。
- ②提案書に添付する資料には、付箋紙を貼り付ける等して仕様項目ごとに項目を記載

している事項が容易に確認出来るようにすること。

③提案された内容等について、問い合わせやヒアリングを行う場合がある。

④提案資料等に関する照会先を明記すること。

(3) 導入に関する留意事項

①本システムの納入期限は令和4年3月31日、稼働開始は令和4年4月1日とする。

このために必要な導入スケジュールについて本校担当者と協議すること。

②納入期限までにシステムの接続・調整を行い、提供ソフトウェアのインストールを完了し、システム性能を最大限引き出して動作するように最適化及び設定を行い、併せて機器、ネットワーク及びソフトウェアの動作確認を終了すること。

③導入時のスケジュールについては、本校担当者と協議し、その指示に従うこと。

④契約締結後から検査終了まで、システム構築責任者を決定し、日程調整・システム内容・初期調整等すべてについて質問・確認連絡を受け付け、迅速に対応を行うものとする。なお、責任者不在の場合、代理者を配置し対応すること。

⑤納入物品の搬入・設置・設定・調整に要する全ての費用は、本調達に含まれるものとし、梱包材等も適切に処分すること。

⑥本システムの導入作業は業務の行われていない期間に行うこと。

(4) その他

不明な点があればその都度、本校担当者と協議し円滑に作業を進めること。

II. 調達物品の備えるべき技術的要件

(性能、機能に関する要件)

1. 迷惑メール・スパムメール除去機能について

(1) システム概要

安心・安全なネットワークを導入、運用することを目的に、送受信するメールを常時監視し、スパムメールを検知・隔離等できること。さらに標的型メール攻撃に対応でき、ウイルスやマルウェアといった脅威に未知・既知に関わらず対応できるシステムであること。

(2) システム構成

必要なシステム要件を有し、OS、ソフトウェア、ハードウェアが統合されたアプライアンス型システムであること。

(3) ハードウェア要件

- ①サーバーラックにマウントできるハードウェアであること。
- ②ユーザライセンスは不要であること。
- ③将来の拡張性やシステムへの負荷を考慮し、1000ユーザ程度の利用に耐えうる性能であること。

(4) フィルタリング機能

- ①定義ファイルとして配信されるIPブラックリスト機能、URLブラックリスト機能、フィンガープリント機能を有しており、拒否、隔離、タグが設定できること。
- ②定義ファイルとして配信されるスパム定義ルールによって、メールをスコアリングし、拒否、隔離、タグが設定できること。
- ③定義ファイルとして配信されるウイルス定義で、ウイルスメールを拒否できる機能を有していること。
- ④定義ファイルとして配信される前の最新のスパムやウイルスに対応できること。
- ⑤OCRによる画像解析機能を有していること。
- ⑥ベイジアン解析機能を有している。
- ⑦添付ファイルフィルタ機能を有しており、添付ファイルのファイル名やメディアタイプによって拒否、隔離が設定できること。
- ⑧コンテンツフィルタ機能を有しており、キーワードを設定して、メールのヘッダ、件名、本文、添付ファイルをフィルタリングすることができること。
- ⑨無効なバウンスメールを禁止できる機能を有すること。

- ⑩送信元IPアドレスの名前を逆引きして、指定したトップレベルドメインと一致した場合、拒否、隔離、タグが設定できること。
- ⑪メールの文字セットによって、拒否、隔離、タグが設定できること。
- ⑫レートコントロール機能を有していること。
- ⑬送信元IPアドレスによるフィルタリング機能を有していること。
- ⑭受信者メールアドレスおよび送信者メールアドレスによるフィルタリング機能を有していること。
- ⑮SPF、DKIMをサポートしていること。
- ⑯クラウドベースのスパム・ウィルスフィルタリング機能を有していること。
- ⑰クラウドベースのサンドボックスによる標的型攻撃対策機能を有していること。
- ⑱転送先のメールサーバおよびLDAPサーバと連携し、受信者の存在確認を行うことができること。

(5) 管理機能

- ①日本語を含む複数言語に対応したWebGUIを有していること。
- ②メッセージログをSyslogサーバへ出力できること。
- ③レポート機能を標準装備し、定期的に管理者へレポートをメール通知することができること。
- ④メッセージログの情報をCSV形式で出力できること。
- ⑤メッセージログから、受信したメールの日時、送信者、受信者、件名、本文、メールサイズ、アクション、理由、スコア、送信元IP、配送状況が確認できること。
- ⑥メッセージログの保存日数を設定できること。
- ⑦定義ファイルをプロキシサーバ経由でダウンロードできること。
- ⑧メーカーによるリモートサポート機能を標準で有していること。
- ⑨キュー管理機能を有しており、送信MTAと受信MTAのキュー内のメールを操作（削除、リキュー、配送）できること。
- ⑩セキュリティ定義ファイルによって、機器のセキュリティ問題に対して、迅速に対応できること。
- ⑪設定ファイルをスケジュール設定し、定期的に、リモートサーバへバックアップできること。
- ⑫メールアーカイブのために、送受信メールをメールジャーナルする機能を有しており、特定のメールアドレスへ送信できること。

(性能・機能以外に関する要件)

1. 設置条件等

- (1) 調達システムはマルチメディアネットワークセンターサーバ室（サーバラック）に設置すること。
- (2) 本調達の範囲は、各仕様に該当する機器本体、それらの機器を接続するためのケーブル・ラッキング部材類、ハードウェア、ソフトウェア、ソフトウェアインストール後のシステム設定、調整、各種接続及び動作確認である。
- (3) 納入物品の搬入・設置・設定・調整に要する全ての費用は、本調達に含まれるものとする。
- (4) 現在のシステムで利用しているLANケーブルをそのまま流用してよいが、新たにLANケーブル、配線が必要な場合は、その費用も含まれるものとする。
- (5) 全てのハードウェア、ソフトウェアは据付調整を行い、必要な設定を終了し、全体が動作することを確認してから引き渡すこと。
- (6) 調達システムの具体的な設置箇所、配置、設定内容等については、本校担当職員と事前協議を行い、その指示に従うこと。
- (7) 調達システム導入の作業日程と体制を本校担当職員と協議のうえで作成し提示すること。その際には受注者と本校側の作業を明確に示すこと。
- (8) 本調達に含まれるソフトウェアについては、導入時までには明らかになっている全てのサービスパック及びセキュリティパッチを適用すること。
- (9) 納入期限までに本システムの接続・調整、提供ソフトウェアのインストール、システム性能を最大限引出して動作するように最適化及び設定を行い、各機器の動作確認、提供ソフトウェアの動作確認を終了すること。
- (10) 電源に関する部材及び工事とLAN工事は含まない。

2. 保守要件

稼働開始後に以下の保守を提供すること。

保守期間は、令和4年4月1日～令和5年3月31日とする。

導入期間に必要なライセンス、保守等も含まれるものとする。

- (1) 平日※9時-17時の電話、E-Mailによる技術サポート
- (2) 平日※9時-18時の障害受付及び対応
当該機器の交換など必要な場合は、現地で交換作業（オンサイト保守）を行うこと。
- (3) ソフトウェア（ファームウェア、定義ファイル）の更新および利用権
- (4) サポートサイトでの情報提供

※土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（12/29～1/4）を除く

3. 納入ドキュメント

- (1) プロジェクト実施計画書
- (2) プロジェクト体制表
- (3) スケジュール表
- (4) 課題管理表
- (5) 設計書（パラメータシート）
- (6) 試験成績表

4. その他

- (1) 提出された応札仕様書に疑義が生じた場合は、さらに詳細な資料の提出を求められることがある。
- (2) その他詳細事項については、本校担当職員と協議のうえ、その指示に従うこと。